議案第4号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月28日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

(提案理由)

精神通院医療費の助成及び心身障害者の医療費の助成に関する事務において行う個人番号を利用した情報連携に必要な整備を行うため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提 供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例(平成27年条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

Γ

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す るための法律(平成17年法律第123号)第7 条に規定する他の法令により行われる給付の支給 に関する情報であって規則で定めるもの

障害者自立支援給付情報であって規則で定めるも \mathcal{O}

<u></u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則 で定めるもの

」に改め、同表

に次のように加える。

4 2 町長

助成に関する条例(昭和側で定めるもの 0号)による医療費の助あって規則で定めるもの て規則で定めるもの 則で定めるもの

心身障害者の医療費の地方税関係情報であって規

4 9 年東京都条例第2障害者自立支援給付情報で

成に関する事務であっ障害者関係情報であって規

生活保護関係情報であって 規則で定めるもの

中国残留邦人等支援給付等 関係情報であって規則で定 めるもの

障害者の日常生活及び社会 生活を総合的に支援するた めの法律第7条に規定する 他の法令により行われる給 付の支給に関する情報であ

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2号から 第4号までの改正規定は、令和7年4月1日から施行する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利 用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

加及し日本国が日本や北西の一番「一番」		
新	旧	
第1条 略	第1条 略	
(定義)	(定義)	
第2条 略	第2条 略	

- (1) 略
- (2)特定個人情報 法<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。
- (3)個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第13</u> <u>項</u>に規定する個人番号利用事務実施者を いう。
- (4)情報提供ネットワークシステム 法<u>第2</u> 条第15項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)(6) 略

第3条から第6条 略

別表第1 略

別表第2(第4条関係)

機関事務		特定個人情報	
略	略	略	
40 町	障害者の日常	障害者関係情報	
長	生活及び社会	であって規則で	
	生活を総合的	定めるもの	
	に支援するた	地方税関係情報	
	めの法律施行	であって規則で	
	細則(平成18年	定めるもの	
	東京都規則第1	障害者の日常生	
	2号)による精	活及び社会生活	
	神通院医療費	を総合的に支援	
	の助成に関す	するための法律	
	る事務であっ	(平成17年法律第	
	て規則で定め	123号)第7条に規	
	るもの		

- (1) 略
- (2)特定個人情報 法<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。
- (3)個人番号利用事務実施者 法<u>第2条第12</u> <u>項</u>に規定する個人番号利用事務実施者を いう。
- (4)情報提供ネットワークシステム 法<u>第2</u> 条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。
- (5)(6) 略

第3条から第6条 略

別表第1 略

別表第2(第4条関係)

機関	事務	特定個人情報
略	略	略
40 町	障害者の日常	障害者関係情報
長	生活及び社会	であって規則で
	生活を総合的	定めるもの
	に支援するた	地方税関係情報
	めの法律施行	であって規則で
	細則(平成18年	定めるもの
	東京都規則第1	医療保険給付関
	2号)による精	係情報であって
	神通院医療費	規則で定めるも
	の助成に関す	<u>o</u>
	る事務であっ	
	て規則で定め	
	るもの	

1	I		1		
		定する他の法令			
		により行われる			
		給付の支給に関			
		する情報であっ			
		て規則で定める			
		<u>もの</u>			
		障害者自立支援			
		給付情報であっ			
		て規則で定める			
		<u>もの</u>			
		生活保護関係情			
		報であって規則			
		で定めるもの			
		中国残留邦人等			
		支援給付等関係			
		情報であって規			
		則で定めるもの			
略	略	略	略	略	略
42 町	心身障害者の	地方税関係情報			
<u>長</u>	医療費の助成	であって規則で			
	に関する条例	定めるもの			
	(昭和49年東京	障害者自立支援			
	都条例第20号)	給付情報であっ			
) - 1. マビザ曲				
	による医療費	て規則で定める			
	の助成に関す				
		て規則で定める			
	の助成に関す	<u>て規則で定める</u> <u>もの</u>			
	<u>の助成に関する事務であっ</u>	て規則で定める もの 障害者関係情報			
	の助成に関する事務であって規則で定め	て規則で定める もの 障害者関係情報 であって規則で			
	の助成に関する事務であって規則で定め	で規則で定める もの 障害者関係情報 であって規則で 定めるもの			
	の助成に関する事務であって規則で定め	で規則で定める もの 障害者関係情報 であって規則で 定めるもの 生活保護関係情			
	の助成に関する事務であって規則で定め	て規則で定めるもの障害者関係情報であって規則で定めるもの生活保護関係情報であって規則			
	の助成に関する事務であって規則で定め	で規則で定める もの 障害者関係情報 であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの			
	の助成に関する事務であって規則で定め	で規則で定める もの 障害者関係情報 であって規則で 定めるもの 生活保護関係情報であって規則で定めるもの 中国残留邦人等			
	の助成に関する事務であって規則で定め	て規則で定めるもの障害者関係情報であって規則で定めるもの生活保護関係情報であって規則で定めるもの中国残留邦人等支援給付等関係			
	の助成に関する事務であって規則で定め	て規則で定めるもの障害者関係情報であって規則で定めるもの生活保護関係情報であって規則で定めるもの中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規情報であって規			

を総合的に支援
するための法律
第7条に規定する
他の法令により
行われる給付の
支給に関する情
報であって規則
で定めるもの

別表第3 略

別表第3 略

<u>附 則</u>

この条例は、公布の日から施行する。ただ し、第2条第2号から第4号までの改正規定は、 令和7年4月1日から施行する。